（証券コード7217）
2020年６月８日

株 主 各 位

神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番４
株 式 会 社 テ イ ン
代表取締役社長　市　野　　諮

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
なお、新型コロナウイルス感染症につきましては未だ終息の見通しが立っていない状況にありますので、株主様におかれましては、健康状態に関わらず、可能な限り株主総会への来場をお控えいただき、書面によって議決権を事前に行使くださいますようお願い申し上げます。
書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上で、2020年６月23日（火曜日）営業時間終了の時（午後６時）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年６月24日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番４
　当社本社工場　１階　大会議室
3. **会議の目的事項**

報告事項

1. 第37期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　会計監査人選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。
◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tein.co.jp/ir.html）に掲載させていただきます。

第37回定時株主総会についてのご案内

株主各位

平素よりご支援を賜りまして、心より御礼申し上げます。
また、この度の新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆さまに謹んで哀悼の意を表すとともに、罹患されている方々や困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

当社は、2020年３月期の当社第37回定時株主総会につきまして、株主の皆さまの安全を第一に考え、例年よりも縮小した規模で開催させていただくことを決定いたしました。
このため、ご来場の株主様におかれましては、充分なお席が確保できない可能性がございます。万が一、お席がご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、株主の皆さまにおかれましては、可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

※その他ご注意とお願い
・株主総会にご出席の皆さまへのお土産は例年のとおりご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
・ご来場いただく場合は、ご自身の体調をお確かめのうえ慎重にご判断いただくとともに、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
・運営スタッフはマスクを着用させていただく予定でおります。ご理解のほどお願い申し上げます。
・会場入り口付近など複数の箇所にアルコール消毒液を設置いたします。ご入場の際には、手指の消毒にご協力をお願いいたします。

その他、本株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大予防のために必要な措置を講じる場合もございますので、何卒ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tein.co.jp/ir.html）においてお知らせいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、持続的な雇用や所得環境の改善、また各種政策効果などもあって期初から期央にかけて景気は概ね堅調に推移したものの、消費税の増税や自然災害の多発などの影響を受けて個人消費には陰りが見え始め、企業収益にも製造業を中心に弱含みが見られるなど、景況判断は悪化傾向との見方が増加しました。また海外では米国や欧州などの経済が底堅く推移した一方で、米中を中心とした貿易摩擦や英国のEU離脱など先行きの不透明感が広がる中、年初から期末にかけて国内外で急速に拡大した新型コロナウイルスの感染影響による経済活動の混乱を受けて、景気の後退リスクに警戒が必要な状況となっております。

カーアフターマーケットで特に売上比率の高い国内におきましては、消費税の増税や台風19号など自然災害の影響による落ち込みから持ち直しの動きも見られましたが、年初からの新型コロナウイルスの影響を受け、直近では店舗におけるイベントの自粛などもあり厳しい経営環境となっております。

このような情勢のもと、当社グループにおきましては、「EnduraPro」「EnduraPro PLUS」のラインアップの拡充に引き続き傾注するとともに、「４×４ DAMPER SPORT」「STREET ADVANCE Z４」、また既存製品も合わせた一層の販売強化に努めました。他方、国内外の地域特性に適した各種多様な販売キャンペーンや展示什器の活用による売場作りを図る一方で、国内の世界最大級のカスタムカー・チューニングカー総合展示会、または各国における自動車用品の展示会などにも積極的に出展し、多方面にわたり販売促進に力を注いでまいりました。

そのような中、国内市場では前述の影響を受けるなどして低調に推移しましたが、海外市場では地域

毎の差があったもののアジア地域を中心に全体的には堅調に推移しました。また、新型コロナウイルスの感染拡大に関連して、中国工場では数日間にわたる稼働停止を余儀なくされましたが、海外の一部の地域においては外出禁止に伴い自動車のカスタマイズが活発になるなど、予想と異なる動きも見られました。

研究開発活動につきましては、引き続き製品の競争力の一層の強化を目指して「EnduraPro」および「EnduraPro PLUS」のラインアップの拡充に全力を注いでまいりました。

新規開発品では、車高変化に伴う車軸のずれを補正し、より安定性を高める部品や、ショックアブソーバーの交換に伴う車両の誤認識を防止する電子部品など、当社の中心的な製品であるショックアブソーバーに関連する製品の開発もおこない、順次販売を開始しております。

また、製品の耐久性能の向上に向けた取り組みや、VA・VE活動においては内部構造の見直しを図るなど、さらなる原価低減にも引き続き注力してまいりました。

これらの結果、売上高は4,229百万円（前期比73百万円、1.8％増）、営業利益は566百万円（前期比202百万円、55.7％増）、経常利益は530百万円（前期比153百万円、40.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は401百万円（前期比110百万円、37.9％増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は227百万円であり、その主なものは「機械及び装置」であります。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、すべて金融機関からの借入により調達しております。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境につきましては、英国のEU離脱問題や米国における政策運営、米中間の貿易摩擦に伴い減速感が強まる中国経済やその他の新興国の経済成長の行方、またそれらの先行き不透明感が国内景気に与える影響、さらには新型コロナウイルスの感染拡大による計り知れない経済影響など、依然として予断を許さない状況が続くものと考えられます。

当社グループといたしましては、先行き不透明な状況にはありますが、新型コロナウイルスの影響が一定期間で収束した後を見据えて、「EnduraPro」「EnduraPro PLUS」のラインアップの拡充に引き続き傾注するとともに、多様化するユーザーのニーズに適合する各種ショックアブソーバー製品群の充実と販売活動をより一層強化し売上の向上に努めてまいります。また当社グループでしか生み出せない付加価値の提案により需要喚起を図るとともに技術開発体制も拡充し、中国工場の安定稼動や内製化の推進と合わせてフレキシブルな生産体制をさらに強化し、品質向上も推し進めることで新たな成長と収益力の強化を図ってまいります。

株主の皆様の変わらぬご支援にあらためて感謝を申し上げるとともに、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第34期 2017年 3月期	第35期 2018年 3月期	第36期 2019年 3月期	第37期 2020年 3月期
売 上 高（百万円）	―	3,949	4,155	4,229
経常利益（百万円）	―	322	377	530
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	―	234	291	401
1株当たり当期純利益（円）	―	45.16	56.03	77.28
総 資 産（百万円）	―	5,785	6,004	6,096
純 資 産（百万円）	―	3,121	3,324	3,549

（注）1. 第35期より連結計算書類を作成しておりますので、第34期の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第34期 2017年 3月期	第35期 2018年 3月期	第36期 2019年 3月期	第37期 2020年 3月期
売 上 高（百万円）	3,587	3,476	3,534	3,567
経常利益（百万円）	257	267	216	314
当期純利益（百万円）	177	201	166	232
1株当たり当期純利益（円）	34.10	38.84	32.15	44.69
総 資 産（百万円）	5,364	5,522	5,671	5,653
純 資 産（百万円）	2,887	3,026	3,121	3,270

（注） 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	千US ドル	%	
TEIN U.S.A., INC.	900	100.0	当社の自動車部品および用品の主に米国における販売
	千ポンド	%	
TEIN UK LIMITED	300	100.0	当社の自動車部品および用品の主に欧州における販売
	千HK ドル	%	
天御香港有限公司	3,400	100.0	当社の自動車部品および用品の主に中国における販売
	千人民元	%	
天御遠東国際貿易（北京）有限公司	5,000	100.0	当社の自動車部品および用品の主に中国における販売
	千人民元	%	
天御減振器制造(江蘇)有限公司	55,097	100.0	当社の製品用資材調達の調査・調整、ならびに自動車用サスペンションの製造、販売

（注）　当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

①　自動車部品および用品の製造、仕入、販売ならびに輸出入

②　モータースポーツ用車両および部品の製造、整備、販売、レンタル

③　自動車レースおよびラリーの出場受託

(8) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

本 社 工 場　神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番４

営　業　所　横浜営業所（神奈川県横浜市）、大阪営業所（兵庫県伊丹市）、仙台営業所（宮城県仙台市）

(9) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
298（80）名	12名増（９名減）

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近１年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
118（72）名	13名減	40.2歳	10.5年

（注） 使用人数は当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は最近１年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,286百万円
株式会社みずほ銀行	124百万円

2. 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 26,609,000株

(2) 発行済株式の総数 5,193,625株

（自己株式　1,458,625株を除く。）

(3) 株　主　数 782名

(4) 大　株　主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持株比率
株式会社イチノホールディングス	1,832,000株	35.2%
市　野　諮	998,700株	19.2%
藤　本　吉　郎	545,700株	10.5%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300002	249,400株	4.8%
大　西　康　弘	170,000株	3.2%
日本生命保険相互会社	166,400株	3.2%
市　野　ル　リ　子	126,000株	2.4%
市　野　澄　恵	121,500株	2.3%
小　島　宣　保	107,900株	2.0%
MSIP CLIENT SECURITIES	65,500株	1.2%

（注）　持株比率は、自己株式（1,458,625株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	市　野　　諮	経理担当
代表取締役専務	藤　本　吉　郎	営業、国内各営業所、製造担当 TEIN U.S.A., INC. 取締役社長 TEIN UK LIMITED 取締役社長 天御減振器制造（江蘇）有限公司 董事長
専務取締役	古　林　　泰	海外特任担当 天御遠東国際貿易（北京）有限公司 董事長 天御香港有限公司 董事
取締役	那　須　賢　司	管理担当
取締役	武　井　共　夫	市民総合法律事務所　所長
取締役	後　藤　浩　昭	開発、生産管理、品質保証、人事担当
常勤監査役	福　元　哲　朗	
監査役	原　　真　志	原公認会計士事務所　所長
監査役	黒　木　一　郎	
監査役	佐　藤　臣　夫	佐藤臣夫税理士事務所　所長

（注）1. 取締役武井共夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役福元哲朗氏、原真志氏、黒木一郎氏、および佐藤臣夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役原真志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役佐藤臣夫氏は、税理士の資格を有しており、税務および国際調査等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役武井共夫氏および監査役黒木一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は取締役武井共夫氏および各監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。
7. 2019年６月27日をもって社外監査役三宅良明氏、および奥川貞夫氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役６名121,204千円（うち社外１名 3,600千円）
監査役６名 11,315千円（うち社外６名11,315千円）

（注） 上記取締役および監査役の報酬等の額には、当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額13,538千円（取締役12,933千円、監査役605千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役武井共夫氏は、市民総合法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役原真志氏は、原公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役佐藤臣夫氏は、佐藤臣夫税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

ロ．当期における主な活動状況

氏　　名	活　動　状　況
取締役　武　井　共　夫	当期に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。
監査役　原　　真　志	当期に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。

氏　　名	活　動　状　況
監査役　福　元　哲　朗	当期に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。主に多くの企業における監査役歴任等での豊富な経験と見識から取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議長として適正な議事進行をおこなうとともに、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
監査役　黒　木　一　郎	当期に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。主に神奈川県警察本部警視長等歴任の経験から経営監視全般にわたる客観的な視点で、取締役会の意思決定における妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
監査役　佐　藤　臣　夫	当期に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。主に税理士としての専門的知見と東京国税局における国際調査等の豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。

（注）1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が７回ありました。

2. 社外監査役福元哲朗氏、黒木一郎氏、佐藤臣夫氏につきましては、2019年６月27日就任後の状況を記載しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,550千円
当会社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,550千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行の具体性および報酬見積りの算出根拠等が　適切であるかどうかについて検証をおこなった上で、会計監査人の報酬の額等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち天御減振器制造（江蘇）有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性その他について総合的に評価し、 会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役は、会社法に定める善管注意義務、忠実義務に則り職務を執行する。

・社会の一員として遵守すべき事項を定めた企業倫理基準を定め、これを行動規範として職務を遂行する。

・社内における法令順守に反する問題や不正行為等の把握に努めるため、内部通報の窓口を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る議事録、稟議決裁書類、その他の文書等の情報については、法令ならびに当社の文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体により適切に保存および管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・経営に重大な影響を与えるリスクに対しては、危機管理規程、個人情報管理規程、その他の関連諸規程に従い管理して損失の早期発見、未然防止あるいは拡大防止に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・効率的な職務執行を確保するため、職務権限規程により取締役と使用人の職務の権限等を定めるほか、取締役会および経営企画会議を毎月１回の定時または必要に応じて臨時で開催し、業務執行において共有すべき情報の交換をおこなう。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社グループは、企業理念および企業倫理基準、ならびに金融商品取引法に基づく内部統制、または情報ネットワーク等をグループ全体で共有し、相互の緊密な連携を図ると共に、海外子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス体

制を推進する。

・当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を受ける。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制

・経理についての規程を適切に整備・運用し、法令および会計基準に従って適正な会計処理をおこなう。

・金融商品取引法の定めに従い健全な内部統制環境の保持に努めるとともに、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役会が監査役の職務を補助する使用人を求めた場合には、監査役会と協議の上で必要な人員を配置する。

・監査役の職務を補助する使用人を配置した場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動等に関しては事前に監査役と協議の上で決定する。

・当該使用人は、監査役から特段の指揮命令があった場合は、これに従わなければならない。

⑧　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社グループの、取締役および使用人は、会社の業務や財務に重大な影響を及ぼす事実またはその恐れのある事実、あるいは重大な法令または定款違反もしくは不正行為の事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告する。

・当社グループは、上記の報告をおこなった取締役および使用人に対して、当該報告をおこなったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

・内部監査室は、監査計画、実施状況、結果等について定期的あるいは随時に監査役に報告する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役が職務の執行において必要な費用の前払い等の請求をしたときは、その適正性や妥当性に十分留意の上で速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席し、意見を陳述するほか、経営企画会議その他重要な会議に出席し、意見を陳述することができる。

・監査役は、重要な会議の議事録、稟議書その他の業務執行に関する書類を閲覧および調査し、必要に応じて取締役または使用人に対し説明を求めることができる。

・代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的あるいは随時に監査役と意見交換をおこなう。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制

・当社グループは企業倫理基準において、「テインに属する全ての者は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、また不当な要求に際しては毅然とした態度で臨む。」と宣言し、反社会的勢力との関係遮断に取組む。

・普段より、管轄警察署や弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携を図り、反社会的勢力の排除に向けた社会的責任、および自社防衛の重要性を十分に理解し、これらとの関係を断絶した業務を遂行する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

・取締役会を12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営成績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しております。また取締役会議事録、稟議書等は規程に基づき適切に保管し、取締役、監査役が必要に応じて閲覧できるようにしております。

・経営企画会議を監査役も出席して12回開催し、執行業務のうち重要事項について情報の共有化を図るとともに組織的な意思決定をおこない、経営に重大な影響を及ぼすリスクの有無、早期発見、未然防止に努めております。また、定期的に海外子会社の現地責任者も出席し、各子会社の重要な職務執行の報告を受け、その確認をおこなっております。

・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、実施計画に基づき内部監査室がコンプライアンス体制を含む内部統制評価を実施しております。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示をおこなうことにより適正性の確保を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,801,565**	**流動負債**	**859,491**
現金及び預金	1,117,771	買掛金	310,462
売掛金	312,490	短期借入金	175,376
商品及び製品	950,768	未払法人税等	89,941
仕掛品	84,207	製品保証引当金	5,595
原材料及び貯蔵品	269,167	その他	278,116
その他	67,159	**固定負債**	**1,687,454**
固定資産	**3,295,320**	長期借入金	1,236,384
有形固定資産	**2,903,934**	役員退職慰労引当金	246,525
建物及び構築物(純額)	784,028	退職給付に係る負債	149,972
機械装置及び運搬具(純額)	870,898	その他	54,572
土地	1,070,533	**負債合計**	**2,546,946**
建設仮勘定	99,700	**(純資産の部)**	
その他	78,773	**株主資本**	**3,689,194**
無形固定資産	**17,570**	**資本金**	**217,556**
投資その他の資産	**373,815**	**資本剰余金**	**215,746**
その他	373,815	**利益剰余金**	**3,729,423**
		自己株式	**△ 473,531**
		その他の包括利益累計額	**△ 139,253**
		為替換算調整勘定	△ 139,253
		純資産合計	**3,549,940**
資産合計	**6,096,886**	**負債純資産合計**	**6,096,886**

連結損益計算書

（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,229,060**
売上原価		**2,441,741**
売上総利益		**1,787,319**
販売費及び一般管理費		1,220,984
営業利益		**566,334**
営業外収益		
助成金収入	18,808	
受取手数料	7,023	
物品売却益	4,743	
持分法による投資利益	7,830	
その他	5,839	44,246
営業外費用		
支払利息	9,610	
為替差損	67,128	
その他	2,913	79,652
経常利益		**530,928**
特別利益		
固定資産売却益	1,735	1,735
特別損失		
固定資産除却損	2,670	2,670
税金等調整前当期純利益		**529,994**
法人税、住民税及び事業税	138,047	
法人税等調整額	△ 9,456	128,591
当期純利益		**401,403**
親会社株主に帰属する当期純利益		**401,403**

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	217,556	215,746	3,411,118	△ 473,531	3,370,889
当期変動額					
剰余金の配当			△ 83,098		△ 83,098
親会社株主に帰属する当期純利益			401,403		401,403
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	318,305	―	318,305
当期末残高	217,556	215,746	3,729,423	△ 473,531	3,689,194

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△ 46,826	△ 46,826	3,324,062
当期変動額			
剰余金の配当			△ 83,098
親会社株主に帰属する当期純利益			401,403
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 92,427	△ 92,427	△ 92,427
当期変動額合計	△ 92,427	△ 92,427	225,877
当期末残高	△ 139,253	△ 139,253	3,549,940

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
   連結子会社の状況
   子会社は全て連結しております。
   連結子会社の数 ６社
   連結子会社の名称
   TEIN U.S.A.,INC.
   TEIN UK LIMITED
   天御香港有限公司
   天御遠東国際貿易（北京）有限公司
   天御減振器制造（江蘇）有限公司
   宿遷天野貿易有限公司
2. 持分法の適用に関する事項
   持分法適用関連会社の数 １社
   持分法適用関連会社の名称
   TEIN Sales（Thailand）Co.,Ltd.
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
   連結子会社のうち、以下の会社の決算日は12月31日であります。
   天御遠東国際貿易（北京）有限公司
   天御減振器制造（江蘇）有限公司
   宿遷天野貿易有限公司
   連結計算書類の作成にあたって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
   なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
   (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
   たな卸資産
   主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
   (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
   ① 有形固定資産
   主として定率法(ただし、建物(建物附属設備は除く)ならびに2016年４月１日以降取得の建物附属設備および構築物については定額法)
   ② 無形固定資産
   定額法
   なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

役員退職慰労引当金

役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

製品保証引当金

販売済みの製品の無償修理費用に備えるため、当社の過去の実績に基づき必要額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっております。

④ ヘッジ有効性評価方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務
   (1) 担保資産の内容およびその金額
   建物 441,027千円
   土地 1,070,533千円
   (2) 担保に係る債務の金額
   1年内返済予定の長期借入金 175,376千円
   長期借入金 1,236,384千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,042,193千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数
   普通株式 6,652,250株
2. 当連結会計年度中におこなった剰余金の配当に関する事項
   (1) 当連結会計年度中におこなった剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	83,098	16.00	2019年3月31日	2019年6月28日

   (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	88,291	17.00	2020年3月31日	2020年6月25日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
   ① 金融商品に対する取り組み方針
   当社グループは、業績計画や設備投資計画等に必要な資金を確保しており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブはリスクを回避するために利用し投機的な取引はおこなわない方針であります。
   ② 金融商品の内容およびそのリスクならびにその管理体制
   営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとに期日管理および残高管

理をおこなうとともに、取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	1,117,771千円	1,117,771千円	—
(2) 売　掛　金	312,490千円	312,490千円	—
資　産　計	1,430,262千円	1,430,262千円	—
(3) 買　掛　金	310,462千円	310,462千円	—
(4) 長期借入金 ※1	1,411,760千円	1,420,316千円	8,556千円
負　債　計	1,722,222千円	1,730,778千円	8,556千円

※1　１年内返済予定の長期借入金も含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借り入れをおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れをおこなった場合に適用される合理的に見積られる利率で割

り引いて算定する方法によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券　34,781千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、表に含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　683円51銭
2. １株当たり当期純利益　77円28銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科　　目	金　額	科　　目	金　額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	**1,803,344**	**流 動 負 債**	**701,516**
現金及び預金	659,065	買 掛 金	231,473
売 掛 金	434,579	１年内返済予定の長期借入金	175,376
商品及び製品	419,624	未 払 金	71,258
仕 掛 品	38,123	未 払 費 用	131,049
原材料及び貯蔵品	112,182	未払法人税等	69,491
前 払 費 用	4,986	前 受 金	11,705
そ の 他	134,782	預 り 金	5,567
固 定 資 産	**3,850,639**	製品保証引当金	5,595
有形固定資産	**1,689,586**	**固 定 負 債**	**1,682,232**
建 物	441,053	長期借入金	1,236,384
構 築 物	19,369	退職給付引当金	149,972
機械及び装置	110,556	役員退職慰労引当金	246,525
車両及び運搬具	9,365	長期預り保証金	49,350
工具、器具及び備品	17,168	**負 債 合 計**	**2,383,748**
土 地	1,070,533	(純資産の部)	
建設仮勘定	21,539	**株 主 資 本**	**3,270,235**
無形固定資産	**7,328**	**資 本 金**	**217,556**
ソフトウェア	4,634	**資本剰余金**	**215,746**
そ の 他	2,693	資本準備金	215,746
投資その他の資産	**2,153,725**	**利益剰余金**	**3,310,464**
関係会社株式	193,586	利益準備金	33,884
関係会社出資金	996,693	その他利益剰余金	3,276,580
関係会社長期貸付金	680,175	別途積立金	2,400,000
長期前払費用	408	繰越利益剰余金	876,580
繰延税金資産	32,416	**自 己 株 式**	**△ 473,531**
そ の 他	250,444	**純 資 産 合 計**	**3,270,235**
資 産 合 計	**5,653,984**	**負債純資産合計**	**5,653,984**

損 益 計 算 書

（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**3,567,037**
売上原価		**2,433,861**
売上総利益		**1,133,176**
販売費及び一般管理費		893,258
営業利益		**239,917**
営業外収益		
受取利息	25,736	
受取配当金	34,541	
助成金収入	15,467	
受取ロイヤリティー	38,236	
その他	18,868	132,850
営業外費用		
支払利息	9,502	
為替差損	48,057	
その他	1,138	58,697
経常利益		**314,070**
特別利益		
固定資産売却益	1,183	1,183
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		**315,253**
法人税、住民税及び事業税	83,829	
法人税等調整額	△ 729	83,099
当期純利益		**232,154**

株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	217,556	215,746	215,746	33,884	2,400,000	727,523	3,161,408
当期変動額							
剰余金の配当						△ 83,098	△ 83,098
当期純利益						232,154	232,154
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	―	―	149,056	149,056
当期末残高	217,556	215,746	215,746	33,884	2,400,000	876,580	3,310,464

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△ 473,531	3,121,179	3,121,179
当期変動額			
剰余金の配当		△ 83,098	△ 83,098
当期純利益		232,154	232,154
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			―
当期変動額合計	―	149,056	149,056
当期末残高	△ 473,531	3,270,235	3,270,235

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法（ただし、建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年４月１日以降取得の建物附属設備および構築物については定額法）

無形固定資産……定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法

長期前払費用……定額法

3. 引当金の計上基準

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合要支給額）に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

製品保証引当金……販売済みの製品の無償修理費用に備えるため、当社の過去の実績に基づき必要額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の支払金利
③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっております。
④ ヘッジ有効性評価方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。
5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務
(1) 担保資産の内容およびその金額

建物	441,027千円
土地	1,070,533千円

(2) 担保に係る債務の金額

１年内返済予定の長期借入金	175,376千円
長期借入金	1,236,384千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,576,362千円
3. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権	217,636千円
短期金銭債務	67,886千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,168,524千円
営業費用	974,007千円
営業取引以外の取引高	105,616千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,458,625株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払賞与	20,265千円
役員退職慰労引当金	73,957千円
退職給付引当金	44,991千円
その他	25,629千円
繰延税金資産小計	164,844千円
評価性引当額	△132,428千円
繰延税金資産合計	32,416千円
繰延税金資産の純額	32,416千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TEIN U.S.A., INC.	所有 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売	574,386	売掛金	54,325
子会社	天御減振器制造（江蘇）有限公司	所有 直接 100%	債務保証 資金の貸付 技術使用契約の締結 役員の兼任	資金の貸付	—	関係会社短期貸付金	59,985
						関係会社長期貸付金	663,075
				受取利息	25,183	未収入金	44,569
				受取ロイヤリティー	38,236		
子会社	宿遷天野貿易有限公司	所有 間接 100%	当社製品の販売 原材料等の調達 役員の兼任	当社製品の販売	278,093	売掛金	78,470
				原材料等の調達	965,204	買掛金	66,961

取引条件および取引条件の決定方針等

（注１） 価格その他の取引条件は、市場価格などを勘案して決定しております。

（注２） 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。
なお担保は受け入れておりません。

１株当たり情報に関する注記

1.	１株当たり純資産額	629円66銭
2.	１株当たり当期純利益	44円69銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月28日

株式会社テイン
　取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　　健　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　遠　藤　正　人　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社テインの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十

分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を

保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内

容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月28日

株式会社テイン
　取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　　健　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　遠　藤　正　人　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社テインの2019年４月１日から2020年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画し

た監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企

業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月28日

株式会社テイン監査役会

常勤監査役　福　元　哲　朗　㊞
監　査　役　原　　真　志　㊞
監　査　役　黒　木　一　郎　㊞
監　査　役　佐　藤　臣　夫　㊞

(注)常勤監査役福元哲朗、監査役原真志、監査役黒木一郎及び監査役佐藤臣夫は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、収益力の向上を図り、株主の皆様へ利益還元をすることが経営の最重要課題の一つであると考えております。利益配当については年１回期末に配分することとし、各期の連結業績、配当性向および内部留保等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当をおこなうことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株あたり普通配当５円に、当期の業績結果を踏まえ、特別配当の12円を加えて、合計17円とさせていただきたいと存じます。
これにより期末配当金の総額は、88,291,625円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年６月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありますEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人としてアスカ監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は監査役会の決議に基づいており、監査役会がアスカ監査法人を候補者として決議した理由は、同監査法人が会計監査人に求められる専門性、独立性および品質管理体制等を具備しており、加えて、当社の事業規模や事

業活動に即した監査対応や新たな視点による監査等を総合的に考慮して判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

2020年3月31日現在

名　　称	ア　ス　カ　監　査　法　人
事務所	主たる事務所　東京都港区西新橋２丁目７番４号 CJビル６階 その他の事務所　大阪府大阪市北区梅田１丁目２番２号 大阪駅前第２ビル３階
沿　　革	1984年９月　アスカ公認会計士共同事務所設立 1987年４月　アスカ監査法人設立 2004年４月　大阪事務所開設 2004年10月　TIAGのメンバーファームとなる 2010年９月　PCAOBに登録
概　　要	資　本　金　21百万円 構成員（非常勤含む） 社　員 （公認会計士）　７名 専門職員 （公認会計士）　19名 （公認会計士試験合格者）　11名 そ の 他　５名 合　計　42名 被監査会社数　42社
国際業務	TIAG（The International Accounting Group）に加盟

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内

神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番４
当社本社工場　１階　大会議室

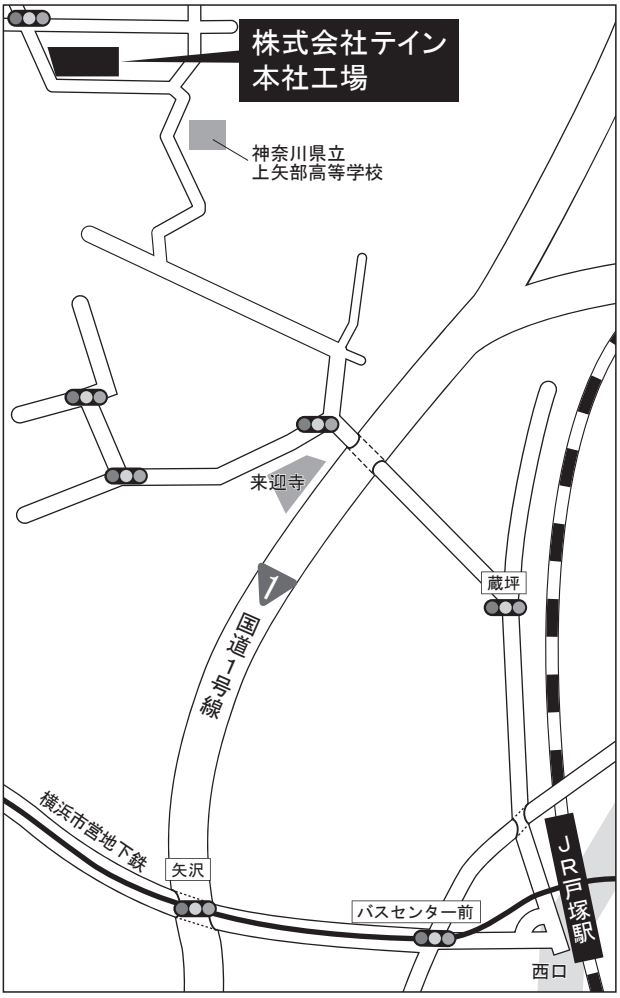

会場には駐車場のご用意がありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。